

訪問リハビリテーション重要事項説明書

1. 事業者

東京都渋谷区千駄ヶ谷1-30-7
医療法人財団 東京勤労者医療会
03-5366-6892
理事長 下 正宗

2. 事業所の名称等と提供地域

事業所名	医療法人財団 東京勤労者医療会 東葛病院 訪問リハビリテーション事業所
所在地	〒270-0153 千葉県流山市中 102-1
電話番号	04 - 7159 - 1011 (代表)
介護保険指定番号	千葉県 1212311603号
サービスを 提供する地域	○流山市 全域 ○松戸市 旭町1～4、大金平1～5、大谷口、大谷口新田、上総内、幸田1～5、 幸谷、小金、小金上総町、小金きよしが丘1～3、小金清志町1～3、 七右衛門新田、新松戸1～7、新松戸北1・2、新松戸東、新松戸南1 ～3、外河原、殿平賀1・2、中金杉1～5、西馬橋1～5、西馬橋幸町、 西馬橋広手町、西馬橋蔵元町、西馬橋相川町、東平賀、平賀、二ツ 木、馬橋、三ヶ月、主水新田、横須賀1・2 ○柏市 旭町4～8、明原1～4丁目、柏の葉1～3丁目、かやの町、篠籠田、 新富町、高田、豊上町、豊四季、豊四季台1～4丁目、豊平町、十余 二、西柏台、1・2、西原1～7、西町、みどり台1～5丁目、向原町、 吉野沢

3. 運営目的

医療法人財団東京勤労者医療会が開設する東葛病院訪問リハビリテーション事業所（以下、「事業所」という）が行う訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、「療法士」という）が要介護状態または要支援状態にあり、医師が訪問リハビリテーションの必要を認めた療養者に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供する事を目的とします。

4. 運営の方針

事業所の療法士は、要介護者または要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

事業の実施にあたっては、主治医、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービス等との綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。

5. 営業日および営業時間

営業日	月曜 ～ 土曜日
営業時間	8：45～17：10（月～金） 8：45～12：30（土）
定休日	日・祝日 12月29日～1月3日、5月1日

6. 事業所の職員体制

事業所に勤務する職種、職員数及び内容は次の通りです。

○管理者 病院長 濱砂 一光

	資格	専任	非専任	計
サービス提供職員	理学療法士	8名	3名	11名
	作業療法士	3名	4名	7名
	言語聴覚士	0名	1名	1名

※2025年4月1日現在

7. サービス内容

- (1) 訪問リハビリテーションは療法士等がご自宅を訪問して、病気や障害のため在宅での療養生活に支障があり、支援を必要とされる方へリハビリテーションを行うサービスです。
- (2) サービスの提供にあたっては、訪問リハビリテーション計画書に基づき、ご利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施します。
- (3) 提供した訪問リハビリテーションに関しては、カルテに必要な事項を記載します。
- (4) 訪問リハビリテーションの提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- (5) 当事業者は主治医に対し、訪問リハビリテーション報告書を提出します。

○具体的なサービス内容

病状・障害の評価・観察 関節可動域運動 筋力増強練習 バランス練習 歩行練習 摂食・嚥下練習 呼吸・発声練習	日常生活動作練習 コミュニケーション練習 食事・栄養についての相談検討 福祉用具についての相談検討 住宅や周囲環境など相談検討 介護介助についての相談検討 家族指導など
--	--

8. 利用料金等について

別紙 参照

- ・訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料は、法律に定める他、厚生労働省が定める基準によるものとし、ご利用者の負担割合に応じた額となります。
- ・ご利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話等の費用はご利用者の負担となります。
- ・駐車スペースがない場合は、駐車料金はご利用者の負担とさせていただきます。
- ・キャンセル料はいただきません。

9. サービス内容に関する苦情について

(1) 当事業所

当事業所のサービス内容に関するご相談・苦情は下記で承ります。

電話 04-7168-0812

(2) その他

当事業所以外に区市町村および国保連の相談・苦情窓口などに苦情を伝えることが出来ます。

流山市の介護、予防相談窓口	電話 04-7150-6531（流山市介護支援課）
柏市の介護相談	電話 04-7167-1111（柏市高齢者支援課）
柏市の介護予防相談	電話 04-7167-2318（柏市福祉活動推進課）
松戸市の介護相談	電話 04-7336-7370（松戸市介護支援課）
松戸市の介護予防相談	電話 04-7366-7343（松戸市介護支援課）
千葉県国民健康保険団体連合会	電話 04-3254-7428（相談苦情係）
千葉県後期高齢者医療広域連合	電話 04-3308-6768（保険料等）

10. 秘密保持、守秘義務、個人情報保護について

療法士等は、業務上知りえたご利用者およびその家族の情報を第三者にもしません。
個人情報の保護にあたっては、関係法令を遵守いたします。

1 1. 緊急時の対応方法

サービスの提供中にご利用者の容体に変化等があった場合は、必要に応じて主治医・救急隊・ご家族・居宅介護支援事業者などへ連絡をいたします。

1 2. 事故発生時の対応

訪問リハビリテーションの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご家族、保険者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。事業者の帰す事由によりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。ただし、ご利用者の急激な体調の変化等、不測の事態に起因して事故が起きた場合には、事業者は責任を免れるものとします。また、事業者の指示、依頼に反してご利用者が行った行為又は過失による不実の告知に起因して事故が発生した場合も同様とします。

1 3. 記録開示

ご利用者の診療録の開示をしております。

開示をご希望の方は手続きが必要なため、担当スタッフに声掛けをお願い致します。

1 4. その他運営についての留意事項

- ・体調不良等、訪問リハビリテーションを休みにする必要がある場合は、なるべく前日までに、遅くとも当日9時までに連絡をお願いします。
- ・当事業所は、在宅医療・福祉分野の人材育成を行っています。そのため、現場実習等のご協力をお願いすることがあります。
- ・交通事情や他のご利用者の対応などにより、訪問する時間が多少前後する事があります。ご了承ください。
- ・領収書の再発行はいたしませんので保管にご注意ください。
- ・ご利用にあたっては、介護保険証や公費受給者証等をコピーにて確認させていただきます。これらの証書類の内容について変更があった場合は必ずお知らせください。

1 5. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。